

19世紀後半のメキシコ・シティにおける子どもの矯正施設

青木利夫

はじめに

19世紀後半は、欧米諸国や日本をはじめ世界の広い地域において国民国家の建設とともに産業の近代化が推進された時期であり、それは、300年におよぶスペインの植民地支配を受けたのち、1821年に独立したメキシコにおいても同様であった。こうした時代背景のなかで、国家を担う将来の国民である「子ども」に関連する諸制度の整備が世界の各地で進められ、とりわけ初等教育を中心とする公教育がいずれの国においてももっとも重要な制度のひとつとなっていた。しかしながら、公教育制度が整備されていくなかで、そこには包摂されることのない多くの子どもたちが存在していた。たとえば、家庭を離れて通りをうろついたり、物乞いをしたり、ときには非行行為を働いたりしながら生きる子どもたちであった。

こうした子どもたちのなかには親を亡くし保護するものもない孤児のほか、貧困などの家庭の事情から養育を放棄された子どもも多く、恵まれない子どもたちにたいする支援が宗教団体や民間団体などを中心に慈善事業としておこなわれてきた。このような事業の第一の目的は、子どもたちの命を守る「保護」ということになろうが、それにとどまらず、これらの子どもたちの将来をみすえた「教育」あるいは「矯正」の問題とも結びつく。それは宗教家や篤志家の関心事であっただけではなく、経済活動を担う労働者あるいは消費者として、また国家に忠誠を誓う国民として子どもたちを育成することによって、経済の発展と社会の安定をめざすという近代国家形成時における国家の課題ともなっていた¹⁾。

19世紀後半の国民国家の建設期にあるメキシコにおいても、恵まれない子どもにたいする保護や支援は慈善事業としておこなわれてきた一方で、メキシコ社会の安定と発展に向けた「未来の国民」の育成の問題として国家の支配層に認識されるようになる。すなわち、この時代になって、保護するものがない子どもたちを養育する責任は国家が担うべきであるとする社会福祉の理念があらわれ、それにもとづく制度が構築されはじめたのである。また、慈善事業から公共福祉への転換は、国家による私的領域への介入による社会統制という側面がある一方で、その公共福祉の制度の対象となる子どもや家族にとっては、国家の意図がどうであれ、みずからの生存を保持するための手段の獲得につながった。身寄りのない子ども、貧困ゆえに子どもを育てられない家族にとっては、福祉制度をつうじた国家の支援は生きるための貴重なよりどころでもあったのである。

メキシコにおける子どもの歴史への関心は、21世紀に入って急速に高まっていくが（青木

2015: 119)、とくに子どもの福祉をめぐる歴史については、Sánchez Calleja (2014) が19世紀後半から20世紀前半のメキシコ・シティを対象に、国家による子どもの保護やその制度化について詳しく論じている。また Lorenzo Río (2011) も、上述の研究とほぼ同じ時期のメキシコ・シティにおける貧困問題にたいする国家の役割を論じるなかで、とくに子どもの福祉に焦点をあてて検討している。さらに、本稿でとりあげる子どもの矯正施設を対象とする研究としては、Díaz Galván の卒業論文 (1993) と Vera Segura の博士論文 (1996) がある。

日本においては、メキシコの子どもの福祉史に関する研究は皆無に等しい状態であることから、本稿では上述の研究を踏まえ、また、メキシコ保健省歴史文書館 (Archivo Histórico de la Secretaría de Salud) に保存されている文書などの一次史料を加えて、19世紀後半のメキシコ・シティを対象に、国家が対応すべき社会問題となった子どもたちを保護し、矯正あるいは教育するための制度や公的な施設について概観する。そして、メキシコの子どもをめぐる福祉の歴史を明らかにするための手はじめとして、まずは、国民国家形成期における国民の統治に向けたひとつの国家装置としての子どもの福祉という視点から、19世紀後半のメキシコにおける子どもの矯正施設を検討したい²⁾。

1 子どもをめぐる福祉政策のはじまり

福祉事業をめぐるカトリック教会と国家との争い

メキシコでは、病人や貧困者にたいする支援などの医療や福祉にかかわる事業は、植民地期、独立期をつうじて19世紀後半にいたるまで、おもにカトリック教会を中心とする宗教団体や慈善団体、および独立以前であれば植民地行政組織によって担われてきた。たとえば、メキシコ・シティにおいては、貧しいものにたいする支援をおこなう救貧院 (Hospicio de Pobres)³⁾ が植民地行政の長であった副王によって1774年に開設された。また、救貧院と時をほぼ同じくして、捨て子を収容する捨て子院 (Casa de Niños Expósitos) が1767年に設置されている。植民地時代の末期に開設されたこれらの施設の運営をはじめ医療や福祉関連の事業においては、1821年の独立達成後も、カトリック教会など非政府組織が引き続き大きな役割を担った。

その後、19世紀なかばごろから連邦政府がこの分野に積極的に関与するようになるが、それは、独立直後の混乱を收拾し国家の安定をめざすなかで、必要とされる社会制度のひとつとして教育とともに福祉にかかわる制度を整備するという近代国家の構築に向けた国家主導による政策への取り組みであった。この点について、筆者はかつて、福祉制度の整備を社会統制のためのしくみづくりのひとつとして論じた (青木 2015)。それに加えて、メキシコにおいては、近代国家の建設に向けた医療・福祉制度の構築の背景に、独立直後から続くいわゆる保守派と自由派との権力争いという政治的対立があったことも重要な点である。

スペインから独立したメキシコでは、支配層のすべてが旧宗主国であるスペインとのつながりを断ち切ろうとしたわけではなく、スペイン王室やそれと密接な関係を保持するカトリック教会とのつながりを重視しようとする保守的な勢力が存在した。独立後、この保守派勢力は中央集権的な政治体制をめざし、個人の自由を尊重し連邦制を求める自由派と激しく対立することとなる。そして、19世紀なかば両者は内戦状態に陥るものの、最終的には自由派が権力を掌握し、1857年憲法の制定をはじめとして内戦の前後においてさまざまな自由主義的な改革が進められた。その改革の大きな特徴のひとつが、それまで莫大な富を築いてきたカトリック教会の弱体化をねらってその財産を没収するなど、強力な反カトリック政策を推進したことであった。

自由主義政権による医療や福祉の分野への関与は、植民地時代以降、国民にたいして絶大な影響力を保持してきた保守派勢力のカトリック教会にかわって、メキシコ全土へ支配を拡大しようとする自由派勢力による反カトリック政策の一環でもあったのである。その代表的な政策のひとつとして、1861年にベニート・フアレス (Benito Juárez) の政権下においておこなわれた公共福祉総局 (Dirección General de Beneficencia Pública) の設置があげられるだろう。それまで、カトリック教会が運営していた病院や救貧院などの医療・福祉施設が、教会財産の接収にともなってこの公共福祉総局の管轄下に組み入れられたのである⁴⁾。

こうした医療・福祉事業の運営主体の変更については、宗教団体などがおこなう慈善事業から政府がおこなう社会福祉事業への転換という見方もあるが、実質的には、財政の逼迫、経験や知識をもった人材の不足などから政府主導の福祉事業にはさまざまな問題があったことが多くの研究で指摘されている。さらには、医療や福祉の分野は、あくまでも慈善事業として民間に委ねるべきであるという主張もあった (青木 2015: 124-125)。この点について19世紀後半から20世紀前半のメキシコにおける生活水準を研究するロペス＝アロンソは、自由主義政権が慈善事業をカトリック教会から奪ったのは、政府が教会にかわってその事業をおこなうことを望んだのではなく、教会権力を掘り崩すことを望んだためであると指摘している (López-Alonso 2012: 32)。

社会政策としての福祉事業

政府による福祉事業への関与にはこうした教会権力の弱体化といった側面があったが、一方で、病人や貧困者を救済するというたんなる慈善事業としてだけではなく、社会を統制し近代国家を支える「健全な国民」を育成するための重要な社会政策の一環としてこれをとらえる人たちが支配層のなかにあらわれてきたことは確かである。メキシコは、先に述べた保守派と自由派による内戦のほか、アメリカ合州国との戦争、対外債務の支払い延期を理由としたイギリ

ス、フランス、スペインによる干渉、フランスによるメキシコ・シティの占領など国内外の危機を数多く経験した。その後、1870年代後半にポルフィリオ・ディアス（Porfirio Díaz）が権力を握り独裁政権を確立すると、欧米諸国を模した近代化による強固な国家の建設を急いだ。医療、福祉、教育にかかわる制度や施設の整備が急速に進められた背景には、こうした危機に直面した国家指導層の思惑があった。その結果、この時代に「慈善事業としての福祉と社会政策としての福祉のあいだに明確な分離」（López-Alonso 2012: 43）がはじまったのである⁵⁾。

こうした福祉政策の対象となったのは、いうまでもなく病人や障がい者、貧困者などいわゆる「社会的弱者」とされる人びとであったが、この時代、おとなとは異なる特別な配慮を要する独自の存在として注目されるようになった「子ども」もまた、福祉政策において重要な位置を占めるようになった。とりわけ、町のなかで物乞いや徘徊をする子どもたちは、将来のメキシコを担う国民となるどころか、社会の安定や発展を阻害する「危険要素」とみなされるようになる。そして、そのような「危険な」子どもたちが誕生する背景には、貧困など生活に問題があり子どもを養育することのできない親の存在があるとされた。それゆえ、問題を抱えているとされる子どもへの対応は、そうした子どもたちをもつ家族への対応とも関連しつつ、国民国家の形成や社会的・経済的發展にとっての重要な課題として支配層に認識されたのである。

上述のとおり、国家による子どもの保護は、「家族」という私的な領域に国家という公的な権力が介入することをつうじて、社会不安を引き起こす危険な要素を管理・統制することを意味していた。メキシコでは欧米諸国と同様に、子どもにかかわる管理・統制のしくみのひとつとして「浮浪児」や非行年少者を収容する矯正施設が19世紀前半には設置された。こうした施設には、問題のある子どもを社会から隔離するとともに保護し、将来、社会に役立つおとなへと育てるために、矯正教育や初等教育あるいは職業教育を施すという目的があった。次章では、子どもたちを収容する施設においてどのような対応がなされたのかという点について、関連の政策がメキシコ国内でもっとも進んでいたと思われるメキシコ・シティを例に検討したい。

2 保護・矯正のための施設

学校としての保護・矯正施設

独立後のメキシコ・シティにおいては、1841年、戯曲家でもあり政治家・外交官でもあったマヌエル・エドゥアルド＝デ＝ゴロスティサ（Manuel Eduardo de Gorostiza）の慈善事業として、非行行為のあった年少者を収容する矯正院（Casa de Corrección para Jóvenes Delincuentes）が設置された。この矯正院は、その後20世紀前半にいたるまで、名称や運営主体がかわりながらも、この種の施設としてはメキシコ・シティにおいて中心的な存在であった。この施設について研究するディアス＝ガルバンやアルクビエーレによると、被収容者には食事や衣服が支給

されるほか、国家に有用な人物となるよう教育や職業訓練を与えることがこの施設の目的とされたという (Díaz Galván 1993: 24, Alcubierre 2016: 61)。当初、この矯正院は、前述した救貧院に付属する施設として設置されたが、1850年にはメキシコ市政府が管轄するようになり、救貧院から独立した建物へと移動した。その建物のある場所は、トラテロルコという地区の近くにあり古くからテクパン・デ・サンティアゴ (Tecpan de Santiago)⁶⁾ として知られていたため、この矯正院も「テクパン・デ・サンティアゴ」あるいは「テクパン」と呼ばれることも多かった。

矯正院はもともと非行行為のある年少者を収容する施設であったが、救貧院に収容しきれない非行行為のない子どもも矯正院に送られるようになり⁷⁾、非行年少者の更生に加えて、貧困家庭の子どもや身寄りのない子どもの保護という役割も担うようになった。そして、1853年には、「矯正院」から「サン・アントニオ矯正学校 (Colegio Correccional de San Antonio)」という名称に変更された。学校内では、収容された子どもたちは非行行為の有無によって分離されていたが、非行年少者が非行歴のない孤児らに悪い影響を与えるのではないかとの懸念があった。そのため1860年、非行年少者がほかの建物へ移され、校名から「矯正 (Correccional)」という語が削除されることになった (Díaz Galván 1993: 25, Alcubierre 2016: 64-65)。ただし、「サン・アントニオ」よりも引き続き「テクパン」と呼ばれることが多かったため、本稿においても「テクパン校」とする。

上述したとおりこの時代は、1861年に連邦政府によって公共福祉総局が設置され福祉事業にたいする国家の関与が強化されようとする時期であることから、市政府がテクパン校を管轄していたとはいえ、その運営は連邦政府にとっても関心事のひとつであったろう⁸⁾。この学校については、校名が変更になった1860年、細かな規則が制定されている。その第1条には学校の目的として、貧困階級の孤児を保護することがうたわれている。この場合の孤児とは、文字通り両親をはじめとする保護者がいない子どものほか、両親が完全に養育放棄をしている場合、あるいはアルコール依存などの悪癖から子どもを保護・教育することが不適切である場合など、問題のある親をもつ子どもたちも保護の対象となっている。入学の要件としては、8歳以上で16歳未満であること、品行方正で適切な保護者がいないことがあげられている。また、子どもが教師の助言を受け入れなかったり、悪事をしたのちに改善がみられなかったりした場合には、矯正院へ送致されることも規定された⁹⁾。

この規則のなかでとくに注目すべきは、まず第5条において、孤児を保護することは政府の責任であるとされている点である。また第6条では、生徒が学校において工芸 (arte y oficio) にかんする訓練を受け、技術を身につけた場合にはその証明書を発行し、社会のなかで適切な位置を得ることができるよう支援するとされている。すなわち、孤児を収容する目的をもつこ

の学校は、たんに子どもたちを庇護するだけでなく、社会に有用な構成員となるよう働きかける場であり、そうした場をつくるのが政府の責任とされたのである。この時代、身寄りのない子どもたちが「浮浪児」となって社会の安全を脅かす存在としてとらえられるようになるが、そうした身寄りのない子どもを収容することで社会の安全を保つだけでなく、社会の「重荷」あるいは「危険要素」とされた子どもたちを手に職を付けた「人材」へと育成するという意図がこの規定には明確にあらわれている。それは、この学校の前身である矯正院を創設したゴロスティサの意図でもあったのである (Díaz Galván 1993: 33)。

矯正施設の実状

1864年、メキシコ・シティはフランスのナポレオン三世の傀儡とされるマキシミリアーノ皇帝 (Maximiliano 在位1864-1867) の支配下に置かれるが、彼は夫人のカルロタ (Carlota) とともに福祉事業に熱心であり、テクパン校の運営は継続された。この時代、メキシコ・シティの福祉施設への視察にもとづく報告書が提出されるが、そのなかにテクパン校と非行年少者を収容する矯正院についての記述がある。それを参照しながら、当時のそれらの施設の様子をながめてみたい (Informe 1907: 25-32)。

テクパン校は男女別々のふたつの区画からなり、両者は完全に区切られていた。男子の区画には、寝室が3部屋、医務室、教職員の部屋、食堂、風呂、洗面台など、また、女子の区画には寝室が1部屋、作業室、食堂、貯蔵室などがあった。そのほか、調理室が1部屋、礼拝堂、男女別々の学校、男子のための作業場があり、全般に掃除は行き届いていたが、窓にガラスがなかったり、水たまりができていたり、計画通りに建築されていないところがあったりするなど、不十分なところがみうけられた。視察の当時、男子200人、女子59人が収容されており、1日3回の食事が提供され、学校では初期の読み書き算とキリスト教の教義、音楽やデッサンが教えられたほか、男子数十人は木工、靴製作、印刷をおこなう作業場で働いていた。

子どもたちの服はみすぼらしく、一着しかないため着替えができず不衛生な状態にあった。また、男子の寝室は広く風も通り比較的良好な状態であったが、そこに置かれていた鉄製のベッドは数が足らず、50数人は床に敷いた敷物のうえで寝ていた。さらに、子どもたちの服と同じく、シーツや枕カバーも替えがないため洗うことができず、ベッドを掃除する道具が不足していた。女子の区画には医務室がなく、病気の子どもの寝室で寝ていたため、ほかの生徒への影響が懸念された。このように、衛生状態についてはかならずしも良好とはいえず、食事の量や味にも問題があったようである。

先に述べたように非行行為のあった子どもたちは別の施設に移されており、この施設には、孤児や貧困家庭出身など恵まれない状況の子どもたちが収容されていたが、視察したアンド

ラーデによると、人びとのあいだでは矯正施設とみられていたようである。アンドラーデは、テクパン校だけではなく矯正院も視察しているが、その報告によると、こちらの施設はひび割れがみられるなど建物の損傷がひどく、使用できない場所も多くあった。天井からは雨漏りがして、窓や扉が壊れているため、湿気がこもるところもあり衛生状態には大いに問題があった。また、矯正院の子どもたちも着替えの服がないか、あるいはほとんど裸の状態でも靴を履いている子どもはいなかった。このように矯正施設のほうは、テクパン校よりもさらにひどい状態であったことが報告されている。

子どもたちを収容するこれらの施設は、非行行為の有無で子どもの収容先が分けられているようにみえる。マキシミリアーノ皇帝の夫人であるカルロタも、矯正が必要な子どもとそうでない子どもを分けるように指示している (Díaz Galván 1993: 106, Vera Segura 1996: 56)。しかしながら、救貧院、矯正院などの施設は年齢によって収容条件が異なるものの、非行行為の有無によって厳密に分けられていたわけではなく、また、同じ施設のなかで分ける努力がなされていたが、収容人数の問題がこの分離を困難にしていたという (Díaz Galván 1993: 106-107)。とりわけ孤児や養育を放棄された子どもの人数が多く、そうした子どもを保護することも政府にとって緊急の課題とされていたのである。ただし、1866年、テクパン校に収容されていた女子は、救貧院に移されることになり、男女は分離されていた (Lorenzo Río 2011: 66)。

これら施設の受け入れにあたっては、養育する保護者がいない、あるいは養育を放棄された子どもたちが、市長など当局者の命令によって収容されるのが原則であった。しかしながら実際は、子どもの養育費をまかなうことが困難な貧困家庭の親がみずからの意思によって子どもを入所させるという場合もあった¹⁰⁾。また、しつけが難しい子どもなどを預けたいという親も存在し、その場合は毎月一定の費用を払うことを条件に受け入れが認められていた。このように、19世紀なかばごろから政府が関与するようになったこうした施設では、衛生状態や設備など多くの問題を抱えつつ、また、保護を必要とする子どもたちすべてに対応することはできないまでも、養育が困難な家庭の子どもたちも含め、つねに一定数の恵まれない子どもたちを受け入れてきたのである。そして1870年代以降、子どもたちを保護するための制度や施設の整備がさらに進められた。次章では、とくに非行年少者にたいしてどのような対応がなされていたのかを検討したい。

3 保護・矯正学校と職業訓練

非行年少者にかんする法律

問題を抱えた子どもたちのなかでとくに非行行為をおこなった子どもについて、その法的な処置がどのようになされていたのか、まずは1871年に制定された市の刑法を確認したい。アン

トニオ・マルティネス＝デ＝カストロ（Antonio Martínez de Castro）によって起草されたこの刑法では、刑事責任が免除される年齢の要件として、9歳未満であること（第35条第5項）、また、9歳以上14歳で、被疑者に違反行為の違法性を理解する弁識能力があると立証できない場合（第35条第6項）をあげている。ただし、これらの要件に当てはまる年少者でも、予防措置として矯正施設に収容されることが規定されている。

たとえば、違法行為を犯した9歳未満の年少者の場合、保護責任をもつものが当該年少者にたいして教育を与えることが適切ではない、あるいは、犯した違法行為が重大であるという理由から送致が必要と判断されたときにこの規定が適用された（第157条第1項）。また、弁識能力のない9歳から14歳の年少者についても矯正教育施設への送致となり（第157条第2項）、事件の立証手続きは裁判所ではなく矯正教育施設でおこなわれることとなった（第161条）。そして、その手続きのなかで弁識能力があるとされた場合は、矯正教育施設に送致することはできず、刑事矯正施設へ送致することとされている（第160条および第161条）。ただし、収監される期間については、9歳から14歳の年少者にたいして成人に適応される期間の三分の一から半分、14歳から18歳の年少者にたいして成人の半分から三分の二とされた（第224条、第225条）。

この時代はまだ、非行行為を犯した年少者に特化した法律や裁判所がなかったため、刑法のなかで、年齢、弁識能力、障がいの有無などに応じた処置が規定されていた。しかしながら、刑法の起草者マルティネス＝デ＝カストロは、法案の趣旨説明において「18歳以下の年少者を成人の犯罪者と一緒にはしないことに利点があることは明らか」（Código Penal 1883: 34）とし、成人の犯罪者と非行年少者は分離したうえで収監することを提唱した。すなわち、年少者による違法行為にたいしては、成人の犯罪とは異なる対応をすべきであることが当時から認識されていたのである。そして、刑法第127条においては、年少者が収容される矯正施設について、刑罰だけではなく体育と道徳の教育を与えると規定されており、非行年少者にたいする処遇としては、処罰というより矯正あるいは教育に重きがおかれていることがわかる。

この1871年の刑法のなかに、テクパン校と救貧院の役割が暫定法の第13条で規定されている。それによると、前者では犯罪を犯した青年に刑罰的な矯正（*corrección penal*）をおこない、後者では矯正教育（*educación correccional*）をおこなうよう改革するとされている（Código Penal 1883: 249）。しかしながら、通称テクパン校と呼ばれていたサン・アントニオ校は、その名称が市立工芸学校（*Escuela Municipal de Artes y Oficios*）と変更されており、非行少年だけを収容する施設ではなく、孤児など非行歴のない子どもに職業訓練をおこなうという目的をもった施設でもあったと考えられる。ただしテクパン校には、引き続き非行行為を働いた年少者を収容する部署も置かれていた。

農業実習と職業訓練

ディアスが国の実権を掌握しはじめる1877年、市の管轄下にあった福祉施設の状態がよくないこと、行政組織の問題から統一的な制度が継続していないことなどの理由から、市管轄の病院、救貧院、矯正学校などを連邦政府のもとにある公共福祉局（Dirección de Beneficencia Pública）が運営することとなった。そして、公共福祉政策を政府の「もっとも神聖な義務のひとつ」として、この部局を内務省（Secretaría de Gobernación）の所属とし、大臣が局長を兼務するとともに、市長を副局長とした¹¹⁾。テクパン校もまた、内務省内の公共福祉局の管轄となったが、1879年に同校の校長が、犯罪年少者を別の施設へ移すように提案し、翌年、メキシコ・シティの中心部からやや離れた地区にあるモモルーコ（Momoluco）という名の農場に新たな「農業矯正学校（Escuela Correccional Agrícola）」が設置された。また、テクパン校において素行の悪い子どもも、このモモルーコ校へ移すことが認められた¹²⁾。

この時代の欧米諸国では、急速な工業化を背景に、貧困の拡大や犯罪の増加など都市化にともなうさまざまな社会問題があらわれていた。子どももまた、貧困生活や過酷な労働を強いられるなど、工業化、都市化にともなう弊害とは無関係ではなかった。こうした状況のなか、児童労働を制限する法律が整備されるようになるなど、欧米諸国において子どもの保護をめぐる議論が活発化する。そして、年少者が犯罪を起こす原因として生活環境が問題とされ、非行年少者たちには、犯罪の多い都会ではなく自然環境が豊かな郊外で教育をおこなうことが適切であると考えられるようになる。メキシコにおいてもこうした影響のもと、テクパン校から92人がモモルーコ校へ移され、矯正教育の一環として農業実習がおこなわれるようになったのである（Vera Segura 1996: 86-92）。そして、テクパン校は、形式的には矯正施設ではなく、恵まれない子どもたちの教育施設となった。

矯正施設がテクパン校からモモルーコ校へ移されたことによる影響について、当時のテクパン校校長は、矯正教育の部署がテクパン校に併設されていたあいだは生徒の逃亡が繰り返し起こったが、モモルーコ校が開校してからはこうしたたぐいのスキャンダルは起こっていないと報告している¹³⁾。しかしながら、モモルーコ校について詳細に検討したベラ＝セグーラによると、農業実習のための道具や設備の不足、警備員による子どもへの虐待、収容人数の過剰などの問題があり、また、子どもたちの脱走の企てもあったという。そして、詳しい理由は不明であるが、1881年にモモルーコ校は閉鎖となった（Vera Segura 1996: 131）。

一方、テクパン校は、「孤児工業学校（Escuela Industrial de Huérfanos）」となり、収容された子どもたちに、基礎的な教育のほかに、木工、靴製作、印刷、仕立てなどをおこなう作業場で職業訓練を与える施設として運営が継続され、さらにリトグラフや製本など新たな作業場がいくつか開設された。しかしながら、入所する子どもたちが多かったため、収容人数を最高

で300人までとすること、備品などを整備すること、学校における活動にかんする詳細な規則を制定することなどの要求が出された¹⁴⁾。そして、1884年には孤児工業学校の規則が定められ、その第1条において、この学校の目的として、10歳から14歳の身寄りのない子どものほか、保護者が費用を払って入所させた子どもを収容すること、そして、その子どもたちの身体、道徳、知性の必要性を満たすことが規定された。さらに、その目的を達成するために子どもたちがおこなうべき活動や施設スタッフの仕事などにかんする詳細な規則もあわせて制定されている¹⁵⁾。

こうして、19世紀最後の四半世紀には、メキシコ・シティにおける身寄りのない子どもたちや貧困家庭の子どもたちを受け入れる施設が、基礎教育と職業訓練を中心とした指導による子どもの育成という目的をもって整備されていった。ただし、財政上の問題やそれにとまなう施設や備品の不備、施設を運営するスタッフの問題、非行行為の有無による子どもの分離の問題、収容された子どもたちの脱走など、問題も少なくはなかった。とはいえ、孤児工業学校は、1910年に勃発するメキシコ革命の混乱期も少なくとも名目上は存続し、その後、1932年に「職業工業学校 (Escuela Industrial Vocacional)」と名称をかえて¹⁶⁾、1930年代後半まで存続した。また、孤児工業学校のほか、植民地期に開設された捨て子院や救貧院も引き続き運営され、1905年には、子どもだけを収容する救貧院 (Hospicio de Niños) が通常の救貧院から独立して設置されるなど、恵まれない子どもを保護し矯正あるいは教育する施設が20世紀に入ってさらに整備されていくのである。

むすびにかえて

恵まれない子どもたちを収容する施設に、工業 (industrial) という名称がつけられたのはなぜだろうか。産業の近代化を進めるその時代、技術をもった労働者を育成するという目的があったことは間違いないが、詳しい理由については現段階では不明である。保健省の歴史文書館には、名称の変更、この施設の目的、子どもの入所にかんする規定を記した資料が残されているが、名称の変更理由や工業という名前の由来は書かれていない¹⁷⁾。独立以後、メキシコにおける教育・福祉政策は、欧米諸国の影響を受けており、農業実習をおこなったモモルーコ校はフランスのメットゥレ・コロニーなどの方式を取り入れようとしたと指摘される (Vera Segura 1996: 88)。また、初等教育においてはカトリック教会のほか、ランカスター協会が大きな影響を与えていたことを考えるならば、孤児工業学校は、当時イギリスで法制化されていたインダストリアル・スクールに倣った可能性は高いが、あくまで推測の域をでない¹⁸⁾。

今後は、こうした欧米諸国における理論や実践が、メキシコの教育福祉政策にどのような影響を与えたのか、そして、施設においては具体的にどのような実践がおこなわれたのかを明らかにしていきたい。もうひとつの重要な課題は、そうした実践のなかに生きる子どもや子ども

を預ける親は、どのようにこの制度を利用していたのかという点である。19世紀なかば以降、積極的に進められた福祉政策は、国家が私的領域である家庭に介入し、管理・統制を強化するだけのしくみではなかった。保護者のいない子どもにとって、また、貧困により十分に子どもを養育できない親にとって、こうした制度のもとで設置された施設は、子どもの生存や成長すなわち将来にとって、あるいは家族全体の生活安定にとって一定の役割を果たしていたといえるだろう。

本稿においては、メキシコ保健省歴史文書館に保存されている文書を一次史料としたが、同文書館でのさらなる史料調査に加えて、今後は、国立文書館やメキシコ・シティ歴史文書館における史料調査をおこない、本稿では十分に展開できなかった上述の課題に取り組みたい。

注

- 1) フランス近現代史を研究する岡部は、第三共和政期（1870年から1940年）における「児童保護」の展開について「統治権力」という側面に着目し、国民統合や福祉国家の成立などと関連づけながら児童保護の問題を検討する（岡部造史『フランス第三共和期の子どもと社会—統治権力としての児童保護』昭和堂、2017年）。
- 2) 本稿は、メキシコにおける子どもの福祉と教育の歴史にかんする研究プロジェクトの成果の一部であり、青木（2015）の続編をなすものである。
- 3) メキシコの救貧院については、Arrom, Silvia Marina (2011) *Para contener al pueblo: el Hospicio de Pobres de la ciudad de México (1774-1871)*, México: CIESAS (Ortoll, Servando trad., *Containing the Poor: The Mexico City Poor House, 1774-1871*, Durham: Duke University Press, 2001) を参照のこと。
- 4) AHSS/BP/D/DG, Legajo 1, expediente 21.
- 5) 政府が福祉事業に関与するようになったとはいえ、カトリック教会をはじめとする宗教団体や裕福な民間人が引き続きこの分野の事業を継続した。また、政府と民間人が協力しあいながら福祉関連の施設を維持する場合もあった（López-Alonso 2012: 38-40）。
- 6) テクパンの表記については、資料によって“Tecpan”のほか“Tecam”などとすることもある。
- 7) 救貧院や孤児院への入所者が増加した理由として、アルクビエーレは、1846年から1848年まで続いたアメリカ合州国との戦争が原因ではないかと推測している（Alcubierre 2016: 64）。
- 8) 公共福祉総局は設置後まもなく、その権限を市に委譲しており、福祉関連の施設は市がその運営を担っていたと思われる。
- 9) AHSS/BP/EE/EI, Legajo 4, expediente 1.
- 10) たとえば、夫を亡くした母親が、8歳の子どもをテクパン校に預けたいという申し出があり、それが承認されたという事例があった。AHSS/BP/EE/EI, Legajo 1, expediente 1.
- 11) AHSS/BP/D/DG, Legajo 2, expediente 12.
- 12) AHSS/BP/EE/EI, Legajo 5, expediente 11.

- 13) AHSS/BP/EE/EI, Legajo 6, expediente 12. この資料によると、この学校の被収容者は、囚人ではなく被保護者であるとされ、おこないのよい被収容者は週末に家族と出かけることが許されていた。ただし、月曜午前8時までに戻るという規則を守らず、戻ってこない子どももいたという。
- 14) AHSS/BP/EE/EI, Legajo 8, expediente 11、および Legajo 10, expediente 2.
- 15) AHSS/BP/EE/EI, Legajo 15, expediente 21.
- 16) AHSS/BP/EE/EI, Legajo 36, expediente 1.
- 17) AHSS/BP/EE/EI, Legajo 5, expediente 10.
- 18) イギリスのインダストリアル・スクールについては、三時眞貴子「『労働の訓練／教育』による浮浪児への支援—19世紀末のマンチェスター認定インダストリアル・スクール」三時眞貴子・岩下誠・江口布由子・河合隆平・北村陽子編『教育支援と排除の比較社会史—「生存」をめぐる家族・労働・福祉』昭和堂、2016年を参照のこと。

史料

Archivo Histórico de la Secretaría de Salud, Fondo: Beneficencia Pública, Sección: Dirección,
Serie: Dirección General (AHSS/BP/D/DG).

Archivo Histórico de la Secretaría de Salud, Fondo: Beneficencia Pública, Sección:
Establecimientos Educativos, Serie: Escuela Industrial (AHSS/BP/EE/EI).

Código Penal para el Distrito Federal y Territorio de la Baja California, sobre delitos del fuero común, y para toda la República Mexicana, sobre delitos contra la Federación, Chihuahua: Librería de Donato Miramontes, 1883.

“Informe sobre los establecimientos de beneficencia y corrección de esta capital; su estado actual; noticia de sus fondos; reformas que desde luego necesitan y plan general de su arreglo, presentado por José María Andrade. Méjico, 1864.” escrito póstumo de Don Joaquín García Icazbalceta, publicado por su hijo Luis García Pimentel, Méjico: Moderna Librería Religiosa/ París: En Casa de A. Donnamente/ Madrid: Librería de Gabriel Sánchez, 1907.

参考文献

- Alcubierre, Beatriz (2016), “Por y para niños: los impresores del Tecpan de Santiago y la elaboración de *El Correo de los Niños (1872)*”, *TRASHUMANTE* (Revista Americana de Historia Social) 8.
- Díaz Galván, Raquel (1993), “El Tecpan de Santiago: las vicisitudes de una institución educativa 1841-1937”, Tesis de Licenciatura, ENAH.
- López-Alonso, Moramay (2012), *Measuring Up: A history of Living Standards in Mexico, 1850-1950*, Stanford: Stanford University Press.
- Lorenzo Río, María Dolores (2011), *El Estado como benefactor: los pobres y la asistencia pública en la Ciudad de México, 1877-1905*, México: El Colegio de México/El Colegio Mexiquense.

Sánchez Calleja, María Eugenia (2014), *Niños y adolescentes en abandono moral. Ciudad de México (1864-1926)*, México: INAH.

Speckman Guerra, Elisa (2005), "Infancia es destino. Menores delincuentes en la Ciudad de México (1884-1910)", Agostoni, Claudia y Elisa Speckman Guerra (eds.), *De normas y transgresiones: enfermedad y crimen en América Latina (1850-1950)*, México: UNAM.

Vera Segura, Enrique (1996), "El Momoluco (La educación en la institución correccional)", Tesis doctoral, Universidad La Salle.

青木利夫 (2015) 「メキシコにおける子どもの保護にかんする歴史研究序説—19世紀後半のメキシコ・シティを中心に」『欧米文化研究』(広島大学大学院総合科学研究科欧米文化研究会) 第22号。

カニンガム、ヒュー／北本正章訳 (2013) 『概説子ども観の社会史—ヨーロッパとアメリカにみる教育・福祉・国家』新曜社 (Cunningham, Hugh, *Children and Childhood in Western Society Since 1500*, Pearson Education Limited, 1995=2005)。

小林仁美 (1992) 「感化教育の概念に関する一考察」『教育学論集』(大阪教育大学教育学教室) 第21巻。

元森絵里子 (2014) 『語られない「子ども」の近代—年少者保護制度の歴史社会学』勁草書房。

追記) 本稿は、日本学術振興会科学研究費学術研究助成基金助成金(基盤研究(C)、研究代表・青木利夫、研究課題「メキシコにおける子どもの福祉と教育に関する歴史研究」)の助成による研究成果の一部である。

Establecimientos correccionales para niños en la Ciudad de México de la segunda mitad del siglo XIX

AOKI Toshio

En la segunda mitad del siglo XIX México intentó promover la modernización de la industria y crear las instituciones sociales para construir el Estado-Nación como otros países del mundo. En este contexto político y social, los gobernantes tenían interés en los “niños” como “futuros ciudadanos”. Particularmente, la educación pública era una de las políticas sociales más importantes. Sin embargo, a pesar de que se iba estableciendo el sistema educativo, existían muchos niños que no se incluían en ese sistema, sobre todo en las ciudades grandes como la capital. Eran los niños que trabajaban, andaban por las calles, pedían limosna o caían en la delincuencia, etc.

La mayor parte de estos niños eran huérfanos o niños abandonados por los padres. En México se daba la protección y la asistencia a estos niños vulnerables como obra de caridad tanto en la época colonial como en el siglo XIX, principalmente por las iniciativas de la Iglesia católica y los grupos filantrópicos. Los gobernantes, por otra parte, llegaron a tener consideración con dichos niños desde los mediados del siglo XIX. Es decir, surgió la idea de la beneficencia pública, de que el gobierno debía asumir una responsabilidad de proteger y asistir a los niños que no tenían protectores y necesitaban apoyo. En base a esta idea, se puso a construir las instituciones de la beneficencia social. A través de esta política de la beneficencia, el gobierno no sólo procuró asistir a los necesitados sino también controlar la sociedad y debilitar a la Iglesia católica que había ejercido gran influencia en todo el país desde la época colonial.

En la Ciudad de México se fundaron unos establecimientos de asistencia para los necesitados tales como el Hospicio de Pobres, Casa de Niños Expósitos, etc, en la época colonial. Después de la independencia en 1821 se estableció un establecimiento llamado Casa de Corrección para Jóvenes Delinquentes en el Hospicio de Pobres como obra de caridad en 1841. Pero a esta Casa enviaban también a los huérfanos y los niños pobres que no caían en la delincuencia, porque había muchos niños vulnerables en aquel entonces. Por eso la casa no sólo funcionaba para corregir a los niños delinquentes sino también para proteger a los niños vulnerables aunque había muchas opiniones de que debían separar a los niños inocen-

Establecimientos correccionales para niños en la Ciudad de México de la segunda mitad del siglo XIX

tes de los delincuentes.

En la segunda mitad del siglo XIX, este establecimiento, cambiando unas veces su nombre, Colegio de San Antonio, Escuela Industrial de Huérfanos, siguió funcionando como escuela de educación básica y de artes y oficios. Este trabajo tiene por objeto examinar la política y el sistema de la beneficencia pública para los niños en la Ciudad de México de esta época enfocando los establecimientos correccionales.